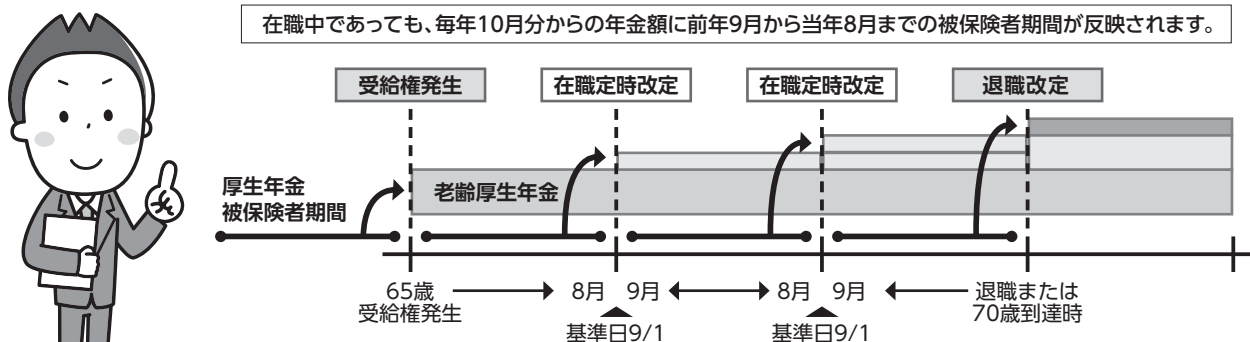


在職定時改定について

65歳以上の老齢厚生年金受給権者が在職中の場合、 毎年1回年金額が改定されます

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(在職中)である場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されていました。しかし、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図るため、65歳以上70歳未満で毎年9月1日において在職中の方については、令和4年4月から、在職中であっても、毎年10月分(12月支給期分)からの年金額が改定されることとなりました。この改定を在職定時改定といいます。

在職定時改定のイメージ



支給要件を満たせば在職定時改定で加給年金額が加算されます

65歳以上で被保険者期間が合計20年以上ある老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持する65歳未満の配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。

65歳時点で20年以上の被保険者期間を満たしていない方は、在職定時改定により被保険者期間が合計20年以上となった際に、生計を維持する65歳未満の配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。

在職定時改定により在職老齢年金制度の支給停止額が変わる場合があります

在職老齢年金制度の支給停止額は月ごとに計算されます。

在職定時改定による年金額の増加や給与の変更等により、支給停止額が変わる場合があります。

支給停止の 基準額

48万円

| 在職定時改定 | | | |
|--------|-----|------|------|
| 年金 | 年金 | 年金 | 年金 |
| 給与 | 給与 | 給与 | 給与 |
| 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 |

支給停止の基準額未滿だった方も、在職定時改定により支給停止がかかるようになります場合があります。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307